

証券コード:6756  
2018年1月30日

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目15番12号  
株式会社 日立国際電気  
執行役社長 佐久間 嘉一郎

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従い、2018年2月14日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2018年2月15日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田3-12-8  
住友不動産秋葉原ビル ベルサール秋葉原(地下1階ホール)  
(開催場所が昨年開催した第93期定時株主総会と異なります。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意下さい。)
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 株式併合の件  
第2号議案 定款一部変更の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使の際に、議案の賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、書面をご返送いただいた場合でも、インターネットによるものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- (3) インターネット等同一の方法により複数回議決権を行使された場合は、最後のものを有効な議決権の行使として取り扱います。

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ・ 本招集通知の発出後に株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.hitachi-kokusai.co.jp>）に掲載してお知らせいたしません。

## 議決権行使に関するご案内

### 1. 書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年2月14日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

### 2. インターネットにより議決権を行使される場合

(1) パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、以下の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスして下さい。

＜議決権行使ウェブサイト＞ <https://www.tosyodai54.net>

(2) 同封の議決権行使書用紙の右側「お願い」欄に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力して下さい。

(3) 画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力の上、2018年2月14日(水曜日)午後5時30分までに着信するようご送信下さい。



携帯電話・  
スマートフォン用  
二次元コード

### ◎「議決権行使ウェブサイト」ご利用上の注意事項

- ・「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただくための接続料金及び通信料金等の諸費用は、株主様のご負担となりますのでご了承下さい。
- ・ご使用になる端末によってはご利用いただけないことがありますのでご了承下さい。

＜インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先＞  
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社  
電話番号 0120-88-0768 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

### ◎議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた機関投資家の皆様につきましては、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

2017年12月9日付で当社が公表したプレスリリース「HK Eホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「2017年12月9日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、HK Eホールディングス株式会社（注1）（以下「HK Eホールディングス」といいます。）は、2017年10月12日から2017年12月8日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、HK Eホールディングスは、本公開買付けの決済の開始日である2017年12月15日をもって、当社株式26,242,364株（当社の総株主の議決権に対する議決権所有割合にして25.55%（注2））を所有するに至りましたが、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の親会社である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）が所有する株式（53,070,129株、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。）を除きます。）を取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、HK Eホールディングスから要請を受けたことから、当社といたしましては、本意見表明プレスリリース（注3）にてお知らせいたしましたとおり、当社の株主をHK Eホールディングス及び日立製作所のみとするための一連の手続を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式17,690,043株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

（注1）HK Eホールディングスは、本公開買付けを通じて当社株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、当社の事業活動を支配及び管理することを主な目的として、日本法に基づき2017年2月2日に設立された合同会社であり、2018年1月30日現在、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下、総称して「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、ケイマン諸島法に基づき2017年2月2日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるKKR HKE Investment L.P.が、HK Eホールディングスの持分の全てを所有しているとのことです。HK Eホールディングスは、2017年12月13日付で合同会社から株式会社へ組織変更しています。

- (注2) 本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、当社が所有する単元未満の自己株式及び日立製作所が所有する単元未満の当社株式を除きます。）についても買付け等の対象としていたため、「議決権所有割合」の計算においては、当社が2017年11月13日付で提出した第94期第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の発行済株式総数（105,221,259株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない自己株式数（2,521,019株）及び日立製作所が所有する単元未満の当社株式（29株）を控除した株式数（102,700,211株）に係る議決権の数（1,027,002個）を分母として計算しております。
- (注3) 本公開買付けに関連して、当社は2017年4月26日付で「HKEホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2017年4月26日付プレスリリース」といいます。）、2017年8月9日付で「HKEホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2017年8月9日付プレスリリース」といいます。）、2017年10月11日付で「HKEホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2017年10月11日付プレスリリース」といいます。）、2017年11月24日付で「HKEホールディングス合同会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2017年11月24日付プレスリリース」といい、2017年4月26日付プレスリリース、2017年10月11日付プレスリリース、2017年11月24日付プレスリリースを総称して「本意見表明プレスリリース」といいます。）をそれぞれ公表しております。

本意見表明プレスリリースに記載の本公開買付けに関する意見表明に関する各当社取締役会決議は、本公開買付け及び本株式併合並びに本自己株式取得（本株式併合の効力発生を条件として、日立製作所が所有する当社株式の全てを当社が取得することをいいます。以下同じとします。）を通じたHKEホールディングスによる当社の完全子会社化、当該完全子会社化後にHKEホールディングス及び当社が予定しているHKEホールディングスを承継法人とする当社成膜プロセスソリューション事業の吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）、並びに本会社分割後のHKEホールディングスによる当社株式の20%ずつの日立製作所及び日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）（注）が管理・運営・情報提供等を行うファンドが出資するHVJホールディングス株式会社（以下「HVJ」といいます。）への譲渡、その他これらに付随又は関連する取引等（以下、総称して「本取引」といいます。）と必要手続きを前提として行われたものであります。本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の経緯につきましては、以下をご参照ください。

- (注) JIPは、2002年11月の設立以来、本邦企業の事業再編・再構築に寄与するプライベート・エクイティ事業を展開するカーブアウト（事業の切り出し）に特化した日本のファンドの運営会社であるとのことです。これまで、累計投資件数は20件にのぼり、投資対象事業は製造業を中心として食品、流通、サービスなど多岐にわたり、投資類型も事業カーブアウト、MBOなど各種の投資経験を有しているとのことです。

(i) H K Eホールディングスと当社及び日立製作所並びに J I Pとの協議、H K Eホールディングスによる意思決定の過程等

(a) 2017年4月26日までの経緯

2017年4月26日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、映像・通信ソリューション事業および成膜プロセスソリューション事業を取り巻く経営環境等を踏まえ、当社において議論を重ねた結果、当社全体の企業価値向上の観点から近年の事業環境の変化に対処するよりも、それぞれの事業ごとに経営の最適化を追求する方が各事業の企業価値の向上に資するとの認識に至りました。2016年7月中旬、当社は、親会社である日立製作所と当社の各事業の戦略及び今後の方針について協議した結果、日立製作所より、新たな資本パートナーを検討する当社の方針に同意し、必要に応じてその所有する当社株式の売却を検討する方向性を確認しました。

当社は、かかる方針に基づく実行計画を検討する過程において、特性の異なる映像・通信ソリューション事業と成膜プロセスソリューション事業を分離してそれぞれ個別に売却する選択肢も斟酌しました。しかしながら、税務上の影響、事業の連続性及び上場会社としての企業価値最大化の観点から、両事業の個別売却にはさまざまな困難が伴うとの判断に至りました。その結果、当社株式を非公開化した上で映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業の資本関係と運営体制を再編するために、日立製作所の所有する当社株式を含む当社株式の全ての取得を入札の必要条件といたしました。また、映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業の異なる特性に鑑み、当社の非公開化後に、映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業を分離する前提で、一方の事業だけに関心を示す複数の買手候補先による共同入札も許容する入札プロセスとしました。このような枠組みの下で、当社株主の皆様にも適正な価格で株式を売却できる機会を提供するために、単一の候補先との相対折衝ではなく、相当数の買手候補先を入札に勧誘する方針を決定しました。当社及び日立製作所は、2016年9月下旬より、日立製作所の所有分を含む当社株式の全ての取得に関して複数の買手候補先に打診を開始しました。なお、映像・通信ソリューション事業については、日立製作所グループによる社会イノベーション事業との協業により業容を拡充する機会が益々増えると期待されることから、当社と日立製作所は、本取引後も映像・通信ソリューション事業が日立製作所と一定の資本関係を維持する意義が大きいという点で見解が一致いたしました。これに伴い、本取引の一巡により、成膜プロセスソリューション事業を吸収分割により切り出して公開買付者に承継させた後の当社（映像・通信ソリューション事業）に、事業の連続性も加味し、日立製作所が少数株主として再出資する取引形態を第一次入札に係る前提条件といたしま

した。

KKRを含む第一次入札の参加者は、2016年10月上旬から同11月中旬まで、当社の事業・財務に関する初期的なデュー・ディリジェンスや当社経営陣との面談を実施した一方、当社及び日立製作所においても各買手候補先より提示された買収対象事業に係る見通しや経営方針等を確認しました。2016年11月中旬、複数の買手候補先が第一次提案書を提出し、当社及び日立製作所は、それらの内容を比較検討いたしました。

2016年12月上旬からは、第一次入札を通過した各買手候補先が、当社の事業・財務・法務等に関する本格的なデュー・ディリジェンスや当社経営陣との面談等を通じて、当社株式の取得に係る更なる分析と検討を進めました。当社及び日立製作所においても、各事業の新たなパートナー候補としての適格性を検証するために、第二次入札に進んだKKR及び他の買手候補先による今後の事業運営方針等について討議いたしました。KKRは、2017年2月13日付の第二次入札提案書において、発行済みの当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の株式価値評価額を1,950億円として提示し、①日立製作所所有分を除く当社株式の全てについて、本公開買付け及びその後の本株式併合を通じて取得し、②日立製作所が所有する当社株式については、本公開買付け及び本株式併合を経て上場廃止となった後、自己株式取得を通じて取得する段階的買収形態を提案しました。

当社及び日立製作所は、KKRからの当該提案について、当社の過去の株価推移や当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び日立製作所のフィナンシャル・アドバイザーであるクレディ・スイス証券株式会社（以下「クレディ・スイス証券」といいます。）からの助言等を踏まえて、同社との協議・交渉を重ねました。また、当社及び日立製作所は、入札価格の増額を促すために、映像・通信ソリューション事業を対象とする第二次提案書を提出したJIPとKKRの共同提案の検討を要請しました。

その後、数次の条件交渉を経て、HKEホールディングスが、優先出資（HKEホールディングスが株式会社に組織変更を行う場合には優先株式）により本日立出資（2017年4月上旬時点においては、105億円を想定）（2017年11月24日付プレスリリースにおいて定義されます。以下同じとします。）を受けられること等を条件に、2017年4月上旬、KKR及びJIPから、当社の株式価値評価額を2,150億円に増額すると共に本取引後の映像・通信ソリューション事業をKKR、JIP及び日立製作所の三社間合弁会社として再編する修正共同提案が提示されました。当社及び日立製作所は、提案条件に関するKKR及びJIPとの継続協議・交渉と併行して、当社事業の競争力強化と企業価値向上という目的や税務上の影響及び事業の連続性

並びに株式価値等の諸条件の経済合理性に照らして当該修正共同提案を総合的に検討した結果、2017年4月上旬、KKR及びJIPを最終買付候補者として選定いたしました。また、HKEホールディングスによる当社の完全子会社化から、HKEホールディングスを承継法人とする当社成膜プロセスソリューション事業の吸収分割、さらにはHKEホールディングスから日立製作所とJIP各々に対する当社株式20%の譲渡に至る形態の取引の提案に応ずる方向で交渉を進めることとしました。

当該修正共同提案による当社の株式価値総額2,150億円を所与として、公開買付価格及び自己株式取得の1株当たりの取得価格を決定する場合、一方の価格を上げると他方の価格が下がる利益相反の関係が、当社の少数株主と日立製作所の間で生じます。そこで、当社は、公正な価格決定を期して、第三者委員会の意見も踏まえつつ、2017年4月中旬から複数回に渡りKKR及び日立製作所と公開買付価格(2017年4月26日付プレスリリースにおいて公表した公開買付けにおける買付け等の価格を以下「原公開買付価格」といいます。)及び自己株式取得の1株当たりの取得価格(2017年4月26日付プレスリリースにおいて公表した日立製作所売却予定株式の対価の総額を、日立製作所売却予定株式の数(53,070,129株)で除した金額を以下「原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)」といいます。)に関する協議及び交渉を重ねました。その結果、2017年4月26日付で、当社、日立製作所及びKKRは、原公開買付価格を2,503円とし、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を1,710.34円(小数点以下第三位を四捨五入。以下、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)の記載において同じとします。)とする合意に至りました。

なお、前記の当社、日立製作所及びKKRとの間の価格・条件交渉においては、原公開買付価格を引き上げるための実質的な協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われております。

KKRからは、原公開買付価格及び原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)の関係について、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原公開買付価格よりも低く設定することで、当社の少数株主にとっては本公開買付けは優位な売却機会となる一方、日立製作所にとっては、本自己株式取得による当社株式の売却にはみなし配当益金不算入の税制が適用されるので、税引後手取り額では本公開買付けに応じた場合に匹敵する売却収入の実現が可能になるとの説明を受けています。なお、当社は、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)に係る日立製作所にとっての税効果見積の前提を確認した上で、当社独自の試算に基づき、本自己株式取得による日立製作所にとっての1株当たりのみなし配当に係る税効果額を加味した実際の税引後手取り額が原公開買付価格に応じた場合の税引後手取り額を上回らないことを確認しております。



上記の通り、HKEホールディングス、当社、日立製作所及びJIPの間で、それぞれ当社株式の評価額並びに本自己株式取得の実施及びその金額を含む本取引のスキーム及び諸条件について合意に至ったことから、HKEホールディングスは、2017年4月26日、日立製作所及びHVJとの間で原基本契約（2017年10月11日付プレスリリースにおいて定義されます。以下同じとします。）を締結し、本公開買付け開始の前提条件（以下「本公開買付け前提条件」といいます。）が充足された場合（又はHKEホールディングスにより放棄された場合）に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、原公開買付け価格を2,503円に決定いたしました。なお、原公開買付け価格である2,503円及び原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）である1,710.34円は、KKR及びJIPからの提案、並びに、当社及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの間での協議・交渉に基づき決定したものでした。なお、KKR及びJIPからの修正共同提案は、HKEホールディングスが、優先出資（HKEホールディングスが株式会社への組織変更を行う場合には優先株式）により本日立出資（2017年4月時点においては、105億円を想定）を受けられること等を条件として提案されたものとなります。

(b) 2017年8月9日までの経緯

国内外の競争法その他の法令等に基づき必要な許認可等の手続及び対応が完了し、本公開買付け前提条件を充足する見込みが得られたことから、2017年8月9日付プレスリリースにおいて公表いたしました通り、当社は、HKEホールディングスより、2017年7月19日付で、本公開買付け開始の前提条件が充足されることを前提として、2017年8月10日を公開買付け開始日として本公開買付けを開始する意向との連絡を受けました。

これを受けて、当社は、2017年7月31日付で、第三者委員会において2017年4月26日付答申書（後記「(ii)当社における意思決定の過程及び理由」において定義されます。以下同じとします。）で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、第三者委員会は、当該諮問事項につき、2017年8月9日付で、当社取締役会に、本諮問事項①（後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」において定義されます。）及び本諮問事項②（後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及

び意見の入手」において定義されます。)については、2017年4月26日付答申書における意見に変更すべき点は見当たらないが、本諮問事項③(後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主(親会社等を除く)の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」において定義されます。)については、原公開買付価格及び原自己株式取得(株式併合前1株当たり)の価額の正当性・妥当性は担保されているとした第三者委員会の意見は、2017年8月9日時点では維持することが困難であり、したがって、2017年4月26日付答申書の本諮問事項③の意見を前提とした2017年4月26日付答申書の本諮問事項④(後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主(親会社等を除く)の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」において定義されます。)に係る意見についても、維持することは困難である旨の答申書(以下「2017年8月9日付答申書」といいます。)を提出しております。

これを踏まえて、2017年8月9日、当社よりHKEホールディングスに対して、第三者委員会が2017年4月26日付で当社取締役会に対して表明した意見に上記の変更があった旨を連絡しております。

その後、HKEホールディングスは、2017年8月9日付答申書が、本諮問事項(後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主(親会社等を除く)の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」において定義されます。)につき肯定的な内容の2017年4月26日付答申書を撤回するものであり、2017年8月9日時点において本公開買付前提条件が充足されていない状況を踏まえ、2017年8月9日付で、2017年8月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定したとのことです。

#### (c) 2017年8月9日以降の経緯

2017年8月9日以降、HKEホールディングスは、当社が2017年7月26日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容(以下「7月26日付業績予想修正」といいます。)等を含め、本公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続け、かかる検討を踏まえ、2017年9月5日、公開買付価格を原公開買付価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後に、それぞれ引き上げる意向を当社に対して連絡しました。これに対し、当社は、2017年8月までの業績の状況および受注の見通しが引き続き7月26日付業績予想修正を

上回る情勢であること、また、再度の業績予想の上方修正の可能性があることをHKEホールディングスに説明しました。その上で、当社とHKEホールディングスは、当社の経営成績および財務状況が、需要と供給のギャップが急激に広がり、製品の値崩れおよび設備投資の抑制が発生することがある不安定な性質を有する半導体市場に連動し影響を受けることを共通の認識としつつ、議論を重ねました。その後、2017年9月26日、HKEホールディングスは、公開買付価格を2,850円に、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を1,850円に、それぞれ引き上げることを前提に、2017年10月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始する意向を当社に対して連絡しました。

これに対し、当社は、かかる本買付条件等変更前の本公開買付価格（2017年11月24日付プレスリリースにおいて定義されます。以下同じとします。）の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、2017年10月11日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容（以下「10月11日付業績予想修正」といいます。）の暫定値をKKRに提示した上で、10月11日付業績予想修正、業績予想の修正（7月26日付業績予想修正を含む）の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に渡りKKR及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）に関する協議及び交渉を重ねました。協議及び交渉の結果、2017年10月4日、KKRは、当社が、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を2,900円、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を1,870円とする最終提案を当社及び日立製作所に提示しました。これに対し、当社は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性について検討をし、2017年10月11日、当社、日立製作所及びKKRは、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円とし、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（注）を1,870円とする合意に至りました。

（注）日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円を、日立製作所売却予定株式の数（53,070,129株）で除した金額（以下「本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）」といいます。）

また、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われております。結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（1,870円）への引き上げ額（159.66円）は、原公開買付価格（2,503円）から本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900円）への引き上げ額

(397円) より小さくなっております。

なお、本公開買付けの公表日である2017年4月26日以降、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案はKKR以外の第三者によってなされておられません。

これを受けて、HKEホールディングス、日立製作所及びJIPは、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）の引き上げを前提として、2017年10月11日付で本変更覚書（2017年10月11日付プレスリリースにおいて定義されます。）を締結したとのことです。

その後、HKEホールディングスは、2017年10月12日から本公開買付けを開始いたしましたでしたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2017年11月21日、公開買付期間を2017年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、公開買付価格を3,100円に引き上げる提案を当社及び日立製作所に提示しました。これを受けて、当社、KKR及び日立製作所が公開買付価格に関する協議及び交渉を行った結果、HKEホールディングスは、2017年11月24日、公開買付期間を2017年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、本公開買付価格を2,900円から3,132円に変更することを決定したとのことです（以下「本買付条件等変更」といいます。）。HKEホールディングスは、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしたとのことです。これを受けて、HKEホールディングス、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更を前提として、2017年11月24日付で本再変更覚書（2017年11月24日付プレスリリースにおいて定義されます。）を締結したとのことです。

## （ii）当社における意思決定の過程及び理由

### （a）2017年4月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

当社は、2017年4月26日付プレスリリースに記載の通り、当社の競争力の強化と企業価値の向上を図る観点から、親会社である日立製作所と、当社の映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業の戦略や今後の方針を協議した結果、必要に応じて日立製作所が所有する当社株式の売却を検討する方向性を確認しました。HKEホールディングスは、日立製作所及びHVJと原基本契約を締結しており、本取引の一環として、日立製作所が所有する当社株式の当社による

取得を前提として本公開買付けを行う他、HKEホールディングスによる当社の完全子会社化を終えた後、映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる本会社分割後の当社の株式の一部を日立製作所に譲渡する予定です。当社は、このような段階的取引構成に鑑みて本公開買付けを含む本取引が支配株主との取引等に準じるものであると判断し、後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」に記載の各措置を講じた上で、第三者算定機関である野村證券から取得した株式価値算定書の内容、リーガル・アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引に関する提案を検討するために当社取締役会の諮問機関として設置された第三者委員会（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。）から提出された答申書（以下「2017年4月26日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、前記の入札プロセスに参加したKKRから2016年11月中旬の第一次入札提案書を皮切りに、数次に亘り提案及び修正提案を受領した都度、当該提案の内容について検討を行いました。具体的には、前記「(i) HKEホールディングスと当社及び日立製作所並びにJIPとの協議、HKEホールディングスによる意思決定の過程等」に記載の通り、本自己株式取得を含む本取引の諸条件についてKKR及びJIPと協議・交渉を行いました。その結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

映像・通信ソリューション事業については、システム製品からソリューションビジネスへの転換やグローバル事業の拡大による成長戦略と、事業構造やコスト構造改革の強力な推進が喫緊の課題となっております。引き続き厳しい環境の下でも安定的な事業基盤を確立するためには、既に着手した海外における構造改革や国内における早期退職優遇制度の特別募集等の構造改革に加えて、ポートフォリオの転換及び国内外における人員の適正化等のより抜本的な構造改革の実現が必要となります。上場維持を前提とすると、抜本的な構造改革を実施することで生じる相応の費

用が当社株価へ悪影響を及ぼし株主に不利益をもたらす可能性があることから、一時的な業績悪化等の事業リスクを受容し、短期的な業績の変動に左右されることなく、これらの施策を断行するのに適した資本構成や経営体制を早急に整えるために、新たなパートナーとなるHKEホールディングス及びJIPの協力のもと中長期的な視野に立った事業運営の体制を構築することが映像・通信ソリューション事業にとって最適であると判断し、同事業の非公開化を検討するに至りました。

また、成膜プロセスソリューション事業については、技術革新のスピードが速く、開発競争が激しい事業環境下に置かれており、今後一層の先行投資が重要になると考えられるものの、事業上のシナジーが無い映像・通信ソリューション事業を包含した現状の経営体制では、成膜プロセスソリューション事業のみの視点に立った事業運営は困難であると考えております。成膜プロセスソリューション事業の企業価値向上に資する観点から、成膜プロセスソリューション事業のみの視点に立った事業運営を実現することが可能な新たなパートナーの下、当該事業に特化した安定的な組織運営を確立し、成膜・サーマルプロセスにおいて確固たるポジションを構築した「半導体製造装置専門メーカー」である新たな企業体として独立する必要性を認識するに至りました。新たな企業体として独立する上では、経営体制の再構築など独立企業体としての体制確立が求められるものの、上場を維持したまま、事業運営を行う体制は整っていないため、非公開化を実施した上で体制整備に取り組む必要があると考えております。また、各半導体製造工程が複雑化する中、今後中長期的には半導体製造工程間のインテグレーションの難易度が高まっていくことが見込まれ、当社が手掛ける成膜・サーマルプロセスにおける開発投資のみならず、成膜工程以外を手掛ける同業他社との連携を含めた事業展開の検討が求められるものと認識しており、半導体製造装置業界においてグローバルリーダーの一角を担うことを目指すためには、現在の業界環境にふさわしいより機動的な意思決定体制の確立が不可欠と判断し、同事業の非公開化も検討するに至りました。

その上で、2017年4月26日付プレスリリースに記載の経緯を踏まえて、当社は、2017年4月26日開催の当社取締役会において、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(b) 2017年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

2017年9月5日、HKEホールディングスが、公開買付価格を原公開買付価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後とする

意向を当社に対して連絡したことを受け、当社は、後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、当社が設置した第三者委員会から2017年10月11日付にて提出された答申書（以下「2017年10月11日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても2017年4月26日以降、2017年10月11日までの間に、当社が2017年7月26日付で「平成30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」、「2017年度（平成30年3月期）第1四半期決算補足資料〔IFRS〕（連結）」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、2017年10月11日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本買付条件等変更前の本公開買付価格は原公開買付価格（2,503円）を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に渡りKKR及び日立製作所と本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）に関する協議及び交渉を重ねた結果、2017年10月11日付で、当社、日立製作所及びKKRは、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円とする合意に至りました。

また、本買付条件等変更前の本公開買付価格について、(i)平成29年10月株式価値算定書（2017年10月11日付プレスリリースにおいて定義されます。）における野村證券による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法（基準日2）に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法（基準日3）、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii)本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv)半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした2018年3月期の当社予想利益水準を2019年3月期及び2020年3月期において継続して計上する見通しではないこと、(v)当社がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革およびポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は当社全体の企業価値を毀損しうること、(vi)本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）に

加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む当社に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii)本公開買付けの公表日である2017年4月26日以降、すでに5カ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii)本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、(ix)過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、(x)東京証券取引所市場第一部における当社の市場株価が本買付条件等変更前の本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、2017年4月26日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記(i)～(viii)記載の経緯を総合的に考慮しております。

これらを踏まえ、当社は、2017年4月26日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、2017年10月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

#### (c) 2017年11月24日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、2017年11月24日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、HKEホールディングスが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、2017年10月11日付プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。



その後、本公開買付けが成立いたしましたでしたが、HKEホールディングスは、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び日立製作所売却予定株式を除きます。）を取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、HKEホールディングスから要請を受けたことから、当社といたしましては、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株主をHKEホールディングス及び日立製作所のみとするための一連の процедуруを実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式17,690,043株を1株に併合する本株式併合を実施いたします。

本株式併合により、HKEホールディングス及び日立製作所以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の詳細については、本意見表明プレスリリース、2017年8月9日付プレスリリースおよび2017年12月9日付プレスリリースも併せてご参照ください。

## 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容

### (1) 併合の割合

当社株式について17,690,043株を1株に併合いたします。

### (2) 株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）

2018年3月14日

### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

20株

## 3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、17,690,043株を1株に併合するものです。前記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主をHKEホールディングス及び日立製作所のみとすることを目的として行われるものであり、同記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

### (1) 端数処理の方法に関する事項

前記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、HKEホールディングス及び日立製作所以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てHKEホールディングスに売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2018年3月13日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付け価格と同額である3,132円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるよ

うな価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、前記「(1) 端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2018年3月13日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,132円を乗じた金銭の額となる予定です。

2017年11月24日付プレスリリースに記載のとおり、本買付条件等変更前の本公開買付価格については、(i) 平成29年10月株式価値算定書における野村證券による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法(基準日2)に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法(基準日3)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 後記「(3) 当社の株主(親会社等を除く)の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv) 半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした2018年3月期の当社予想利益水準を2019年3月期及び2020年3月期において継続して計上する見通しではないこと、(v) 当社がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革及びポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は当社全体の企業価値を毀損しうること、(vi) 本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む当社に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii) 本公開買付けの公表日である2017年4月26日以降、すでに5カ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii) 本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するもので

あると判断いたしました。

そして、本公開買付価格については、当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、2017年11月24日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、HKEホールディングスが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、2017年10月11日付プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

### (3) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項

HKEホールディングスは、当社の支配株主（親会社）である日立製作所と本基本契約を締結しており、本取引の一環として、HKEホールディングスは、当社及び日立製作所以外が所有する当社株式の取得を予定して本公開買付けを行う他、HKEホールディングスによる当社の完全子会社化を終えた後、日立製作所は、映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる本会社分割後の当社の株式の一部をHKEホールディングスから取得する予定であること、本公開買付けに係る決済に要する資金の一部及び本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得価額の一部として、日立製作所からのHKEホールディングスに対する本日立出資が予定されていることを踏まえ、当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しました。

#### ① 入札手続きの実施

当社は、2016年9月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、当社の株式の全ての取得について打診を行い、複数社より当社の株式の取得に関して提案を受領しました。しかしながら、いずれの提案についても、KKRが提示した提案と比べて本買付条件等変更前の本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において当社の株主にとって

有利な条件を提示する候補先は存在しませんでした。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、HKEホールディングスから提示された原公開買付価格及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の前提となる価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、日立製作所及びHKEホールディングスから独立した第三者算定機関である野村證券より、平成29年4月25日付及び平成29年10月10日付で株式価値算定書（以下、併せて「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースをご参照ください。なお、野村證券は、当社並びにHKEホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、本買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、2017年11月24日時点で平成29年10月株式価値算定書において前提とした当社の事業の現状及び将来の見通し等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社並びにHKEホールディングスから独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的助言を受けております。なお、鳥飼総合法律事務所は、当社並びにHKEホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における第三者委員会の設置及び意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に準じるものであると判断し、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2017年1月26日、当社、日立製作所及びHKEホールディングスから独立性を有し、支配株主との間に利害関係を有しない外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の西本強氏（日比谷パーク法律事務所）、公認会計士兼税理士の長谷川臣介氏（長谷川公認

会計士事務所、代表者)及び当社社外取締役であり独立役員の虎頭健四郎氏)を  
設置しております。なお、第三者委員会の委員は、設置当初から変更しておりま  
せん。

当社は、第三者委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の  
内容を検討する前提として、①本取引の目的が正当性・合理性を有するか(以下  
「本諮問事項①」といいます)、②本取引に係る手続きの公正性が確保されている  
か(以下「本諮問事項②」といいます。)、③本取引の取引条件の正当性・妥当性  
が担保されているか(以下「本諮問事項③」といいます。)、④本取引を行うこと  
は当社の少数株主にとって不利益ではないか(以下「本諮問事項④」といい、本  
諮問事項①、本諮問事項②、本諮問事項③及び本諮問事項④を総称して「本諮問  
事項」といいます。)について諮問しました。

(i) 2017年4月26日付答申書の概要

第三者委員会は、2017年2月7日から2017年4月24日まで合計9回開催され、  
本諮問事項に関する協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、第三者  
委員会は、当社及び野村証券等から、本取引の目的、本取引のスキーム及び手  
続の内容、本取引の諸条件の交渉状況、第三者算定機関である野村証券の本株  
式価値算定書の内容及び算定手法、鳥飼総合法律事務所からの法的助言などの  
説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、KKRから、原公  
開買付価格等の考え方について説明を受け、質疑応答を行いました。

第三者委員会は、以上に述べた各説明や質疑応答の内容を踏まえて本諮問事  
項につき慎重に協議及び検討を行った結果、2017年4月26日、委員全員一致の  
決議により、当社取締役会に2017年4月26日付答申書を提出いたしました。  
2017年4月26日付答申書の概要は以下の(a)～(d)に記載の通りです。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性(本諮問事項①)

本取引の目的は、相互にシナジーもなく、かつ、運営方針としても異なる  
方向性を志向している映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリ  
ューション事業という2つの事業を分離し、それぞれの事業が最適なパート  
ナーと資本上も取引上も組める体制を整えることを可能とすることにより競  
争力を強化し、企業価値の向上を目指すというものである。かかる本取引の  
目的は、日立製作所がその親会社たる地位を利用して少数株主の犠牲のもと  
に自己又は第三者の利益を図るものでないことは明らかであり、本取引の目  
的は正当性・合理性を有するといえる。

(b) 本取引に係る手続きの公正性(本諮問事項②)

(ア) 本取引を構成する各取引を実施することとした理由は合理的であり、

スキーム全体としてみても、かかるスキームを採用したことにつき手続の公正性を害する事情は見当たらないこと、(イ)本取引を構成する各取引の適法性は確保されていること、(ウ)本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスも適切に行われていること、(エ)本取引における構造的な利益相反関係を回避するための措置として、入札手続の実施、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立した法律事務所からの助言、第三者委員会の設置及び同委員会の意見を踏まえた交渉が行われたこと、日立製作所関係者の取締役会における審議及び議決からの排除、少数株主の意思を尊重するとともに原公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための重要な施策の一つと評価し得るマジョリティ・オブ・マイノリティの下限設定、他の買付者からの買付機会を確保するための措置が講じられていることから、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(c) 本取引の取引条件 (本諮問事項③)

(ア)本取引においては、本自己株式取得を始めとする各取引に関する意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続が実質的に行われ、日立製作所と少数株主との利害が適切に調整され、株式の買付価格が公正に定められたものと認められる場合には、原則としてその価格も公正なものと評価しうる。そこで、公正性を担保する措置にかかる手続全般の検討を中心に、本取引における取引条件の公正性を評価した。その結果、具体的には、以下のような事情が認められた。すなわち、①当社は、半年以上の時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、価格交渉を行うとともに、日立製作所との間で本自己株式取得の価格交渉も行っているが、これらのプロセスを通じて、当該時点の状況下において、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間のM&A取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を当社に押し付け、当社においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、②当社及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(b)(エ)の措置を実施している。

野村證券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、原公開買付価格(2,503円)は、平成29年4月株式価値算定書(2017年10月11日付プレスリリースにおいて定義されます。)におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値を超えている。

なお、平成29年4月株式価値算定書は、日立製作所による当社株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道等による株価への影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引日である2016年10月3日を基準日1とし、本公開買付けの公表日の前営業日である2017年4月25日を基準日2として市場株価平均法による算定を行っているところ、原公開買付価格は、①基準日2における当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,416円に対し3.60%、同日までの過去1カ月間の終値単純平均値2,432円（小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して2.92%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率又はディスカウント率の計算において同じとします。）、同3カ月間の終値単純平均値2,502円に対して0.04%、同6カ月間の終値単純平均値2,405円に対して4.07%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であるものの、②基準日1における当社株式の終値1,801円に対しては38.98%、同日までの過去1カ月間の終値単純平均値1,810円に対しては38.29%、同3カ月間の終値単純平均値1,752円に対しては42.87%、同6カ月間の終値単純平均値1,573円に対しては59.12%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた原公開買付価格の交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村證券による株価算定の手法及び算定結果等の事情を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された原公開買付価格及び原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思料する。

(イ)KKRは、本会社分割の実行後、HKEホールディングスによる日立製作所及びHVJそれぞれへの当社の株式の20%の譲渡を予定しているが、日立製作所への譲渡価格は、HVJへの譲渡価格と同額とのことであるから、独立当事者であるHKEホールディングスとHVJの交渉結果を反映した価格となるものと思われ、日立製作所が、再取得の際に、公正な価格よりも低い価格で取得することにより、他の少数株主が得ることのできない利益を享受することができる合意内容にはなっていないものと認められる。

(ウ)マジョリティ・オブ・マイノリティの下限設定を含め、価格以外の本取引の取引条件において、当社の少数株主の犠牲のもとに日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められず、当該条件の正当性・妥当性を害する



事情は見当たらない。

- (d) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項④）

以上(a)から(c)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、本取引の過程においてHKEホールディングスのA種優先株式を引き受けて105億円（2017年4月26日付答申書時点の想定）の出資を行うとのことである。日立製作所は、この出資により、HKEホールディングスと利害を共通にすることになるものの、この出資は議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額するために決められたものであることから、少数株主との間の利益相反の程度は低いと思料され、以上(a)から(c)で述べた判断に特段の影響を与えるものではない。

- (ii) 2017年8月9日付答申書の概要

当社は、HKEホールディングスより、2017年7月19日付で、本公開買付け開始の前提条件が充足されることを前提として、2017年8月10日を公開買付け開始日として本公開買付けを開始する意向との連絡を受けたことから、第三者委員会において2017年4月26日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。第三者委員会は、2017年7月20日から2017年8月4日までの間、合計3回開催され、当社及び野村證券から、当社を取り巻く事業環境に関する事項、当社の業績予想及び上方修正に関する事項、市場株価の動向などの説明を受け、当該諮問事項について協議及び検討を行った結果、2017年8月9日、当社取締役会に2017年8月9日付答申書を提出し、本諮問事項①～③のうち、本諮問事項①及び本諮問事項②については、2017年4月26日付答申書における意見に変更すべき点は見当たらないが、本諮問事項③については、(ア)当社の市場株価は、本取引の公表後、原公開買付け価格に近接した価格帯で推移していたものの、2017年5月16日以降、一貫して原公開買付け価格を超えた価格帯で推移し、かつ上昇傾向を示し続け、

後述の業績予想の上方修正後はその傾向がより顕著であるところ、かかる現下の市場株価は、投機的な思惑を含む一時的な要因のみによって形成されているとみなすことはできず、無視することはできないこと、(イ)当社は、2017年7月26日、第2四半期連結累計期間及び2018年3月期通期の連結業績予想を上方修正しているところ、原公開買付価格は、当該上方修正後の業績予想を取り込んでいないのであって、上記(ア)の事情のみならず、この意味においても、現在の当社の客観的価値を十分に反映していないともいえることなどの事情を総合的に勘案すると、原公開買付価格及び原自己株式取得（株式併合前1株当たり）の価額の正当性・妥当性は担保されているとした当委員会の意見は、現時点では維持することが困難であり、したがって、2017年4月26日付答申書の本諮問事項③の意見を前提とした2017年4月26日付答申書の本諮問事項④に係る意見についても、維持することは困難である旨を表明しております。

(iii) 2017年10月11日付答申書の概要

当社は、本公開買付けの開始にあたり、第三者委員会に対し、第三者委員会が2017年4月26日付で当社取締役会に対して提出した意見（2017年8月9日付答申書にて変更後のもの）に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。

第三者委員会は、2017年9月8日から2017年10月6日までの間、合計5回開催され、当社及び野村証券から、改めて、本取引の目的（本取引が企業価値の向上に資するのを含む）、本取引のスキーム及び手続の内容（変更点の有無及び内容）、2017年8月10日以降の本取引の諸条件の交渉状況、野村証券の平成29年10月株式価値算定書の内容及び算定手法などの説明を受け、当該諮問事項について協議及び検討を行った結果、2017年10月11日、委員全員一致の決議により、以下のとおりの内容の2017年10月11日付答申書を、当社取締役会に提出しました。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本諮問事項①）

2017年4月26日付答申書作成時点より、本取引の目的に変更はないとのことであるため、本諮問事項①に関する意見に変更すべき点は見当たらない。

(b) 本取引に係る手続の公正性（本諮問事項②）

(ア)本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び(イ)本取引を構成する各取引の適法性に関し、2017年4月26日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。(ウ)本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、2017年8月10日以降の交渉により、当社は複数回にわたり本買付条件等変更前の本公開買付価格の増

額に成功しており、他方で、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（1,870円）へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格（2,503円）から本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900円）への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の(エ)の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。(エ)本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、2017年4月26日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、2017年4月時点では20営業日とされていた本買付条件等変更前の本公開買付けの買付期間が30営業日に延長されており、これは、買付者が、当社の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の伸長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(c) 本取引の取引条件（本諮問事項③）

(ア)2017年4月26日付答申書に述べた考え方に基づき、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、①当社は、本取引に関する入札手続を開始した2016年9月から1年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、当社は、現在の状況下において、市場株価の推移、2017年10月11日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間のM&A取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を当社に

押し付け、当社においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、②当社及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(b)(エ)の措置を実施している。これ加え、③野村証券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900円)は、平成29年10月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成29年10月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日(2017年4月26日)の前営業日である2017年4月25日を基準日2として、また2017年10月10日を基準日3として市場株価平均法による算定を行っているところ、本買付条件等変更前の本公開買付価格は、①基準日3における当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値3,100円に対し6.45%、同日までの過去1カ月間の終値単純平均値3,009円に対して3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近3カ月間の終値単純平均値2,869円に対して1.08%、直近6カ月間の終値単純平均値2,712円に対して6.93%のプレミアム、②基準日2における当社株式の終値2,416円に対しては20.03%、同日までの過去1カ月間の終値単純平均値2,432円に対しては19.24%、同3カ月間の終値単純平均値2,502円に対しては15.91%、同6カ月間の終値単純平均値2,405円に対しては20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村証券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思料する。

(イ)KKRは、本会社分割の実行後、HKEホールディングスによる日立製作所及びHVJそれぞれへの当社の株式の20%の譲渡を予定しているが、2017年4月26日付答申書作成時点と同様、日立製作所への譲渡価格は、HVJへの譲渡価格と同額とのことであるから、独立当事者であるHKEホールディングスとHVJの交渉結果を反映した価格となるものと思われ、日立製作所が、再取得の際に、公正な価格よりも低い価格で取得することにより、他の少数株主が得ることのできない利益を享受することができる合意内容に

はなっていないものと認められる。

(ウ)マジョリティ・オブ・マイノリティの下限設定を含め、価格以外の本取引の取引条件において、当社の少数株主の犠牲のもとに日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められず、当該条件の正当性・妥当性を害する事情は見当たらない。

(d) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項④）

以上(a)から(c)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、2017年4月26日付答申書作成の時点では、HKEホールディングスの優先株式を引き受けて105億円の金銭出資を行うものとされていたところ、2017年9月以降の交渉過程において、この出資金額は130億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変更はなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと思料され、前記(a)から(c)で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

なお、第三者委員会は、2017年11月24日に、当社取締役会に対して、本買付条件等変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見を提出しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、本株式価値算定書の内容及び鳥飼総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から取得した2017年4月26日付答申書、2017年8月9日付答申書及び2017年10月11日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2017年4月26日時点において、原公開買付価格は妥当性を有するものと考えており、当社の株主の皆様と平等に交付するスキームであり不

合理ではないと考えております。しかしながら、一部報道機関による憶測報道等による株価への影響を排除して検討すべきではあるものの、野村證券から提供された過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準であると考えられること、一部報道機関による憶測報道以降の東京証券取引所市場第一部における当社の市場株価が原公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在すること等に鑑み、2017年4月26日開催の当社取締役会決議をもって、出席取締役（取締役総数5名のうち、下記の特別の利害関係を有する可能性のある齊藤裕氏を除く4名）の全員一致で、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、当社は、2017年9月25日、HKEホールディングスから、公開買付価格を原公開買付価格（2,503円）から2,850円に、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から1,850円に、それぞれ引き上げることを前提に、2017年10月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本買付条件等変更前の本公開買付価格である2,900円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2017年4月26日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、2017年10月11日付プレスリリースに記載の検討を踏まえ、2017年10月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

さらに、当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、2017年11月24日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、HKEホールディングスが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、2017年10月11日付プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応

募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、前記各取締役会においては、当社の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関するHKEホールディングス及び日立製作所との協議・交渉にも参加しておりません。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

HKEホールディングスは、本公開買付けにおいて買付予定数の下限(24,815,889株)以上の応募があることをその成立の条件としております。なお、当該買付予定数の下限は、当社四半期報告書に記載された2017年6月30日現在の発行済株式総数(105,221,259株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,519,354株)及び日立製作所売却予定株式(53,070,129株)を控除した株式数(49,631,776株)の過半数(24,815,889株)、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社株式の数に当たる株式数です。このように、HKEホールディングスは、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、HKEホールディングスの利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けへの賛同や応募推奨を義務付けられる合意は行っておらず、また当社がHKEホールディングス以外の対抗的買収提案者と接触することを制限したり、対抗的買収提案者に対して賛同する際にはHKEホールディングスに対してブレイクアップ・フィーの支払いが生じるなどの、いわゆる取引保護条項を含む合意も行っておりません。

また、前記「1. 株式併合を行う理由」に記載の通り、当社及び日立製作所は当社株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、当社及び日立製作所によりKKR及びJIPが最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、HKEホールディングス以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているのですが、HKEホールディングスは、本買付条件等変更前の公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより

(なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。)、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

##### (1) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、HKEホールディングスは、2017年10月12日から同年12月8日までを公開買付期間とする当社株式に対する本公開買付けを実施しました。その結果、2017年12月15日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、HKEホールディングスは、当社株式26,242,364株（議決権所有割合：25.55%）を所有するに至りました。

##### (2) 剰余金の配当

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、2017年3月31日を基準日、2017年6月6日を効力発生日として、当社株式1株当たり16円（配当の総額1,643百万円）の剰余金の配当を行う旨を決議し、これを実施いたしました。

##### (3) 自己株式の消却

当社は、2018年1月17日開催の当社取締役会において、2018年3月13日付で当社の所有する自己株式2,525,603株を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式の総数は、102,695,656株となります。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2018年3月14日に効力が発生するものとなります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)            第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4億株</u>とする。            (単元株式数)            第7条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。            (単元未満株主の権利)            第8条 当社の株主はその有する単元未満株式についてつぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。            1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            2. 株主割当てによる募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利            3. 次項に定める権利                ② 当社の単元未満株式を有する株主は当社に対してその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。            第9条～第31条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)            第6条 当社の発行可能株式総数は<u>20株</u>とする。            (削除)            (削除)</p> <p>第7条～第29条 (現行どおり)</p>

以上



# 株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都千代田区外神田三丁目12番8号  
住友不動産秋葉原ビル ベルサーール秋葉原（地下1階ホール）

【交 通】 J R 秋葉原駅（電気街口） 徒歩3分  
東京メトロ

銀座線 末広町駅（1・3番出口） 徒歩4分

日比谷線 秋葉原駅（2番出口） 徒歩7分

つくばエクスプレス 秋葉原駅（A3出口） 徒歩5分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

